

○ 神奈川県児童福祉審議会規則

昭和28年4月21日
規則第33号

(総則)

第1条 神奈川県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法(昭和22年12月法律第164号)児童福祉法施行令(昭和23年3月政令第74号)その他の法令に定めがあるものの外、この規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員22人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会の会議において議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終つたときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第7条 審議会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、神奈川県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受け、庶務を整理する。

4 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(部会)

第8条 審議会に次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を分掌する。

部会の名称	分掌する事項
施設里親部会	児童福祉施設(保育所を除く。)の設備及び運営、児童福祉法(以下「法」という。)第59条第1項に規定する施設(法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設を除く。)並びに里親に関する事項
障害福祉部会	障害児及び知的障害者の福祉に関する事項
母子福祉部会	母子家庭等及び寡婦の福祉並びに母子保健に関する事項
社会環境部会	芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する勧告並びに神奈川県青少年保護育成条例(昭和30

	年神奈川県条例第1号)の施行に関する事項
権利擁護部会	児童についての施設への入所等の措置等及び一時保護並びに児童虐待の防止に関する事項
保育部会	保育所の設置の認可並びに設備及び運営並びに法第59条第1項に規定する施設(法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設に限る。)に関する事項

- 2 部会は、審議会の委員若干人で組織する。
- 3 部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。
- 4 各部会に部会長1人を置く。
- 5 部会長は、当該部会の委員の互選により定める。
- 6 部会長は、部会の会議を主宰し及び会務を掌理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 8 部会長は、部会で議決した事項について審議会に報告し、前項の規定により部会の議決をもって審議会の議決とした場合を除き、その承認を得なければならない。
- 9 第6条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。